

資料B-1

令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載する	ア	(フリガナ)	ヤマカワ マロウ
	給与の支払者の法人番号			あなたの氏名	山川 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)			あなたの住所又は居所	東京都練馬区栄町2-7

記載のしかたはこちら



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載しません)。
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用をしようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合、配偶者控除等申告書の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	明・大昭平 54年10月5日
山川 明子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者 生計を一にする事実

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		6,973,000

○ 控除額の計算

判定	区分Ⅰ		基礎控除の額
	90万円以下 (A)	90万円超 950万円以下 (B)	
判定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	48万円
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
判定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32万円
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
判定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16万円
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)		* 400,000

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ										配偶者控除の額		
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」(※印の金額))									
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	380,000円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	
摘要		配偶者控除		配偶者特別控除									

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差支ありません)。
- 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差支ありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要件	<input type="checkbox"/>	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★特別障害者 (裏面「3-24」を参照)
	<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者(注)が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	<input type="checkbox"/>	扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	扶養親族が年齢23歳未満(平12.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)	

(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日
同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	明・大昭平 18年5月17日
ヤマカワ マロウ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の左記の者の合計所得金額(見積額)
山川 太郎		3 0

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

●給与所得の計算表

給与の収入金額(A)		給与所得の金額	
1円以上	550,999円以下		0円
551,000円以上	1,618,999円以下	A-550,000円	円
1,619,000円以上	1,619,999円以下		1,069,000円
1,620,000円以上	1,621,999円以下		1,070,000円
1,622,000円以上	1,623,999円以下		1,072,000円
1,624,000円以上	1,627,999円以下		1,074,000円
1,628,000円以上	1,799,999円以下	A÷4(千円未満切捨) ,000円(B)	(B)×2.4+100,000円 円
1,800,000円以上	3,599,999円以下	A÷4(千円未満切捨) ,000円(B)	(B)×2.8-80,000円 円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A÷4(千円未満切捨) ,000円(B)	(B)×3.2-440,000円 円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	A×0.9-1,100,000円	円
8,500,000円以上	所得金額調整控除の適用がない場合	A-1,950,000円	円
8,500,000円以上	所得金額調整控除の適用がある場合	A-1,950,000円-所得金額調整控除	円

(注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は以下の通りです。

(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額。)

①(給与の収入金額(※1)-850万円)×10%

②給与所得控除後の給与等の金額(※2)+公的年金等に係る雑所得の金額(※2)-10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

※2 10万円を超える場合は、10万円